

議案第七十八号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年三月二十三日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月拾参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

農作物共済の共済金額及び共済掛金率表

共済目的 料率地 域区分	水 稲					キ口当 り共済金 額	地域基準共 済掛金率	同上の負担区分 率
	5	4	3	2	1			
地 域	砂原・三朝・太郎田・柿谷・鎌田・加 谷・岩本・久原・山田・東小鹿・波伯山・ 笏賀	森・今泉・赤松・恩地・穴鴨・上西谷・ 合谷・福吉・西小鹿・井土・実光・大 柿・井手ノ原・牧・助谷・小河内・福田・ 本泉・下西谷	成・余戸・坂戸・田代・片柴・神倉・ 吉尾・吉田・坂本・大瀬・鈴山・下谷・下畑	橋手・福本・中津・湯谷・三軒屋・高 橋・福山・若宮・曹源寺	俵原・吉原・大谷・木地山	九〇円	四・七%	二・四六七五 %
	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	一・二	〇・六三〇〇	
							〇・五七〇〇	
							〇・八九二五	
							〇・八〇七五	
							一・二〇二五	
							〇・九九七五	
							一・四七〇〇	
							一・三三〇〇	
							二・三二五%	

附 則

この条例は、公布の日から起し、昭和四十五年産農作物から適用する。